

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、当財団の定款第4条に基づき、スポーツの普及・振興に貢献のあった個人および団体を表彰し、もってスポーツの普及・振興を図ることとする。

(推薦)

第2条 理事長は、スポーツ団体、教育委員会又は学識経験者等に対し、スポーツの普及・振興に関して貢献のあった個人および団体の推薦を依頼する。

(都道府県の推薦枠)

第3条 前条による候補者および候補団体は、1都道府県で1名又は1団体を目安とし、特定地域に偏らないこととする。

(審査決定)

第4条 審査は次の基準により、審査委員会の議を経て、理事長が決定する。

- (1) スポーツの普及・振興に関して貢献があり、他の範となる個人又は団体
- (2) 過去において、本財団の表彰を受けたことがない個人又は団体
- (3) 団体の場合、その活動と運営が定期的・計画的・組織的に行われていること

(表彰)

第5条 表彰は、表彰状を授与し、その功績に応じて記念品等を授与する。

2 表彰の日は別途定める。

(実施細目)

第6条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この規程は、平成21年4月27日から施行する。

公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団

制定 平成18年11月20日

改正 平成21年 4月27日